

# 賞与引当金 早わかりガイド



※当資料に従うことで、法令違反がないことを保証する資料ではありません。  
※あくまで参考としてご活用いただくことを想定している資料です。実際の制度内容は国の資料等をご確認ください。  
※当資料は、2026年1月時点の内容となっております。最新の情報は国の資料等をご確認ください。

# 賞与引当金 早わかりガイド

## | 計上する理由：正しい利益計算のため

賞与は、支給日が決算日より後であっても、その対象期間（査定期間）には当期の労働が含まれています。

もし支払う時に全額費用にすると、当期の費用が役務の提供のタイミングと異なり少額となり、利益が本来よりも過大になってしまいます。これを防ぐため、決算時に「当期負担分」を見積もって計上します。

# 賞与引当金 早わかりガイド

## 実践！会計処理と仕訳パターン

決算月が3月、賞与支給が6月（対象期間：12月～5月）で、支給見込額が600万円の場合の例です。

### 1. 決算時の仕訳（見積り計上）

当期の期間に対応する分（12月～3月の4ヶ月分）を計算して計上します。



計算  ×  ÷  =

借方科目	金額	貸方科目	金額
賞与引当金繰入額	4,000,000	賞与引当金	4,000,000

※「賞与引当金繰入額」は、販売費及び一般管理費（または製造原価）として処理します。

# 賞与引当金 早わかりガイド

## 2. 翌期・賞与支給時の仕訳

実際に賞与を支払った際、引当金を取り崩し、差額を当期の費用（賞与）とします。

借方科目	金額	貸方科目	金額
賞与引当金	4,000,000	預金	6,000,000
賞与	2,000,000		

※見積もりよりも実際の支給額が少なかった場合は、「賞与引当金戻入益」が発生することもあります。

# 賞与引当金 早わかりガイド

## 【重要】税務上の取り扱いに注意

会計上は必須の処理ですが、法人税法上、賞与引当金の繰入額は原則として「損金（経費）」として認められません。

（見積もり計上したものを損金にすると、利益操作に使われる恐れがあるためです）

- 申告時の調整（別表四）：

会計上の利益に、繰入額（上記の例では400万円）を「加算（自己否認）」して法人税を計算します。

- 解消時期：

翌期に実際に賞与を支払ったタイミングで、前年に加算した分を「減算」し、最終的な税負担を調整します（一時差異）。

※決算賞与など特別な場合を除き、一般的な賞与引当金は「税務調整」が必要になる点を押さえておきましょう。